

## 障害福祉サービス（共同生活援助 八王子美山学園美山寮）利用契約書

\_\_\_\_\_（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人やまゆり福祉会（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う共同生活援助（美山寮）に係る障害福祉サービス（以下「サービス」という。）について、次のとおり契約します。

### 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、障害者総合支援法の趣旨にしたがって、サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の訓練等給付費支給期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の30日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ利用者の訓練等給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

### 第3条（サービスの内容）

- 1 事業者は、利用者に対し、利用者に対する相談その他の日常生活上の援助、その他障害者総合支援法に定める必要な援助を提供します。
- 2 利用者が利用できるサービスの種類は、「契約書別紙」のとおりです。事業者は「契約書別紙」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 3 事業者は、サービス提供に当たり、自傷他害の恐れが急迫で、他に取りうる手段がない場合を除き、身体抑制を行いません。

### 第4条（個別支援計画の作成）

- 1 事業者は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、利用者の個別支援計画を作成します。
- 2 事業者は、個別支援計画について、少なくとも6ヶ月に1回以上、利用者との面接により実施状況を把握し、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。
- 3 前2項の個別支援計画については、その内容について利用者に説明し、文書により利用者の同意を得ます。また当該計画について、利用者に書面で交付します。

### 第5条（訓練等給付費支給申請に係る援助）

事業者は、利用者が訓練等給付費支給期間終了に伴う訓練等給付費支給申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

### 第6条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、サービス提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間保存します。
- 2 利用者は、9時～17時に、その事業所において、当該利用者に関する前項の諸記録を閲覧できます。

- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項の諸記録の複写物の交付を受けることができます。

#### 第7条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として「契約書別紙」に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を付して、翌々月中旬までに利用者へ通知します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌々月月末までに（銀行引落としの方法で）支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払を受けたときは、利用者へ領収証を発行します。

#### 第8条（相談・苦情対応）

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。
- 2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。
  - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

#### 第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して（30日間の予告期間を以て）文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、第7条第2項に規定する事由に該当した場合及び事業者が破産した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- 3 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間を以て文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
  - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日間以内に支払われない場合
  - ② 利用者が、事業者やサービス従業者又は他の入居者に対して、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合
  - ③ やむを得ない事情により事業所を廃止又は縮小する場合
- 4 利用者の共同生活援助についての訓練等給付費の支給決定が取り消された場合、若しくは訓練等給付費支給期間終了に伴う訓練等給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が他共同生活援助事業所若しくは他の障害福祉サービス施設等に入所した

## 場合

### ② 利用者が死亡した場合

#### 第10条（退居時の援助）

- 1 事業者は、契約が終了し、利用者が退居する際には、利用者の希望を踏まえた上で、利用者が退居後に置かれることとなる生活環境や援助の継続性に配慮し、円滑な退居のために必要な援助を行います。
- 2 事業者は、サービスの提供を終了する際には、その旨を支給決定を行った区市町村へ連絡します。

#### 第11条（秘密保持）

- 1 事業者及びその従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。
- 3 事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。

#### 第12条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

#### 第13条（緊急時の対処）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、医師に連絡を取る等必要な処置を行うとともに、あらかじめ届け出られた連絡先に、可能な限り速やかに連絡します。

#### 第14条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第15条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

(事業者名) 社会福祉法人やまゆり福祉会

(住所) 東京都八王子市美山町767番地の2

(代表者名) 理事長 白 柳 和 義 印

利用者

(住所)

(氏名) 印

(代理人または立会人等)

(住所)

(氏名) 印

# 八王子美山学園利用に係る情報提供同意書

八王子美山学園の利用にあたり、わたし（利用者及びその家族）の個人情報については、次に定める条件で、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 印

利用者家族 印

## 1 使用する目的

【法令に基づき事業者（法人）が行うべき義務として明記されているもの等】

- ①利用者の支援内容向上のための個別支援計画書にかかわる諸会議
- ②主治医との協議
- ③利用者に障害福祉サービスを提供する他の障害福祉サービス事業者等との連携、照会への回答
- ④事故が発生した場合の区市町村・東京都への連絡
- ⑤利用者等からの苦情に関して区市町村等が行う調査への協力
- ⑥利用者に病状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等
- ⑦損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑧居宅介護費等又は訓練等給付費の支給に関して必要があると認めるときに区市町村が行う文書等の提出等の要請への対応

【任意に事業者（法人）が行うもの】

- ①障害者支援施設等において行われる学生の実習への協力

## 2 使用にあたっての条件

- ①個人の情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外の者に漏れることのないよう、最新の注意を払うこと。
- ②個人の情報を使用した会議の内容、経過を記録しておくこと。

社会福祉法人 やまゆり福祉会 理事長 原 島 一 殿